(傍線の部分改正部分)

	改 正 後		改 出						
別表(第二条関係)			別表 (第二条関係)						
通	事業の種類		項	 	業	0	重	類	
团	他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港その		团	る空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業。 空港整備法 (昭和三十一年法律第八十号) 第二条第一項に規定す					